

第 35 号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び  
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合を東京都市町村公平委員会に加入させ、及び当該加入に伴い東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更するものである。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約案

東京都市町村公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日東京都知事届出)の一部を次のように改正する。

別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。